

## 〔別紙 1〕

### 【調査の仕様】

#### 1 調査対象者

##### (1) 卸売価格調査

米穀の卸売の業務を営む者（以下「卸売業者」という。）であって、都道府県ごとに取扱数量の多い3業者（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び兵庫県にあっては、取扱数量の多い6業者）を調査対象者とした。

##### (2) 小売価格調査

人口5万人以上の市（東京都区部を含む。）に所在する小売店舗（主に消費者に対して米穀の販売を行う者をいう。以下同じ。）のうち都道府県ごとに5店舗（特別区及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定された市）が所在する都道府県にあっては、10店舗）を調査対象者とした。

なお、調査対象店舗数が5店舗の場合は、3店舗をスーパーマーケット、2店舗を米穀専門店等スーパーマーケット以外の店舗とし、10店舗の場合は、5店舗をスーパーマーケット、5店舗を米穀専門店等スーパーマーケット以外の店舗とした。

ア 卸売の業務を営む者	141業者		
イ 小売業者	304業者	・スーパーマーケット	168業者
		・米穀専門店	136業者

#### 2 調査対象品目等

(1) 国内産うるち単一銘柄米（産地、品種及び年産が1種類の原料玄米で構成されているもの。付加価値米を除く「以下同じ」。）のうち、各都道府県の主要銘柄の10kg入1袋（10kg入の取扱がない場合は5kg入2袋）。

(2) ブレンド精米（産地、品種及び年産が複数の種類の原料玄米で構成されているもの）については、20年産米の構成比率（20年産10割、5割以上、5割未満または年産表示なし）別に10kg入1袋。（10kg入の取扱がない場合は5kg入2袋）。

なお、改正（平成21年1月9日）前の玄米及び精米品質表示基準による表示の場合は、20年産米の構成比率について100%を10割、50%を5割と読み替え調査対象品目とした。

(3) 卸・小売価格調査結果の公表に当たっては、原則として調査対象業者数の概ね5%以上の取扱がある産地品種銘柄を対象としている。

#### 3 調査内容等

(1) 地方農政局・農政事務所等が、1に定める調査対象者に対し、毎月原則として25日（2月及び12月にあっては20日）から月末までの間の1日における価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）等を店頭調査又は聞き取りにより実施。

(2) 集計方法は調査結果を産地品種ごとの単純平均とした。

#### 4 その他

外国産うるち精米については、調査対象者数が少ないことから公表していない。